

# 警察職員の申告要領について（通達）

昭和50年5月13日

熊警第869号

〔沿革〕 平成4年3月熊警甲第623号、7年2月第306号、9年3月第865号、11年3月第1219号、17年1月熊警第53号、2月第139号、18年3月第302号、19年3月第372号改正

警察職員が、人事異動、学校入校等を命ぜられた場合に行う申告については、従来、「人事異動、学校入校に伴う申告要領の制定について」に基づき行ってきたが、一部に徹底していない向きがあるので、申告の品位を保持し形式に流れることなく徹底させるとともに、申告対象者を統一し、実情に応じた実施要領とするため、今回申告要領を次のとおり改めたので、各所属にあっては、特に申告を行うべき職員に事前指導を徹底され、適正な運用に努められたい。

なお、「人事異動、学校入校に伴う申告要領の制定について」（昭和43年5月25日熊警第1077号、熊教第627号例規）は、廃止する。

## 警察職員の申告要領

### 第1 申告の目的

申告は、職員が人事異動、学校入校等職務上の異動を命ぜられた際、命令の確認と新しい任務に対する決意を表明するとともに職場内の親密感を深めるために、申告対象者に対して行う行為であり、粗略に流れたり、形式に陥ることのないよう誠意をもって行わなければならない。

### 第2 準拠規定

申告を行う場合は、「警察礼式」（昭和29年国家公安委員会規則第13号）に定めるところによるほか、この要領によって行う。

### 第3 申告の範囲

申告は、次の場合に行うものとする。

- 1 採用、昇任、配置換、出向（派遣）、併任、復勤及び復職を発令されたとき。
- 2 警察学校に入校（他の機関での委託教養を含む。）及び卒業（修了）したとき。
- 3 3日以上講習及び訓練又は他県での競技会等に出場（出席）するため、所属を離れるとき又は帰任したとき。

### 第4 申告の時期

申告は、その事由が生じた後速やかに行わなければならない。

### 第5 申告の対象者

申告を受ける対象者は、別表第1及び別表第2のとおりとする。

### 第6 申告の用語

申告の用語は、別表第3の用語例によるものとする。

## 第7 服装

申告するときの服装は、次のとおりとする。

- 1 警察官は、制服常装
- 2 一般職員は、見苦しくない端正な服装
- 3 警察官が、第3の1による申告を行うときは白手袋着用

## 第8 留意事項

申告を行うときは、次のことに留意しなければならない。

- 1 申告の際の動作は、警察礼式に定めるところによる。
- 2 2名以上で申告するときは、上級者、前任者又は代表者の指揮によって行う。
- 3 辞令交付を伴う申告は、交付を受けたのち行う。
- 4 申告対象者に対し、あらかじめ「申告に参りました。」と来意を告げたのち行い、申告のあとは「よろしく申し上げます。」「行って参ります。」などで結ぶ。
- 5 端正な服装による落ち着いた自然な態度、語調で行い、明るさと和やかさを失わない。

## 第9 その他

- 1 申告対象者は、特別な事由がある場合、この要領にかかわらず申告の範囲、時期、服装その他について別に指示することができる。
- 1 申告対象者以外の者に対しては、この要領に準じて、その内容と方法を簡略にしてあいさつを行うものとする。

別表（略）